



松浦地域(松浦市・福島町・鷹島町)

第4号

2005.1.15発行

合併協議会だより

編集：発行 松浦地域合併協議会事務局 松浦市志佐町里免365番地（松浦市役所 2階）
 TEL 0956-72-1111（松浦市役所代表） FAX 0956-72-4771
 ホームページ http://www16.ocn.ne.jp/~m_gappei/ E-mail matsugappei@wine.ocn.ne.jp



松浦市 消防出初め式

第6回松浦地域合併協議会が12月8日（水）福島町社会福祉センターで開催され、
【環境衛生】、【生活排水】、【水道】、【議会議員（その2）】、の取扱いを提案し、
 特別職の職員の身分、国民健康保険制度、各種福祉制度（その1）（その2）、健康推進事業、
 農林水産、生活排水、水道事業の取扱いについて、確認。
 その他については、継続協議となりました。

第7回松浦地域合併協議会が12月22日（水）松浦市文化会館で開催され、
【電算システム】、【公営住宅】、【建設関係】、【都市計画】、【学校教育】、【社会教育】、【病院（診療所）】、
 の取扱いを提案し、確認されました。

また、継続協議となっていた議会議員の定数等については、それぞれの地域に選挙区を設ける
 ことや、定数を20人とすることが、協議確認されました。

新年のご挨拶



新年あけましておめでとうございます。

松浦地域一市二町の住民の皆様におかれましては、健康やかに平成十七年の新春をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

さて、我が国の経済情勢は回復の基調にあるとはいふものの、地方においては、まだ、そのような気配を感じ得ない状況にあります。

また、地方自治体におきましては、地方分権の推進に伴い自治体の自主性及び自立が求められておりますが、国の三位一体改革等の財政再建路線の中で、地方行政を取り巻く状況はさらに厳しくなっております。

こうした中で、市町村合併は最も優先する行政課題であると認識し、昨年九月一市二町による松浦地域合併協議会を設立し、市町村合併に向けた協議を進めているところでございます。

現行合併特例法の適用を受けると、厳しい協議スケジュールとなりましたが、協議会委員の皆様のご理解と精力的なご協議により、昨年は七回の協議会を開催し、四十五の協定項目中、三十七項目まで協議が終わり、合併方式を「対等合併」とすることや新市の名称は「松浦市」、議会議員の取扱いは在任特例を適用せず、設置選挙では、合併前の市町の区域毎に選挙区を設けることといたしました。

大方の協議を終えましたら、新市建設計画や合併協



定項目に関する住民説明会を実施してご理解をいただき、本年三月までに、一市二町による合併協定調印を行い、各市町議会において廃置分合議案の議決を経て県知事へ申請する運びとなります。

それぞれ異なる歴史や文化等の個性を持った自治体同士が新しく一つの自治体として発足するためには、多くの課題を解決して行かなくてはなりません。引き続き協議会委員一同心を一つにし、関係各位のお力添えも賜りながら、夢と希望に満ちた、明るく住み良い地域のまちづくりができますよう全力を挙げて取り

組んで参る所存でございます。

合併は、地方自治の根幹に関わる問題で、地域住民皆様方の自主的で主体的な議論によりなされるべきものであり、今後とも、住民皆様の合併協議会に対するご支援とご協力をお願いいたします。

最後に、平成十七年が松浦地域一市二町にとって飛躍の年になりますことを祈念いたしまして、新年のご挨拶といたします。

松浦地域合併協議会

会長 吉山 康 幸



第9回合併協議会

日時 平成17年1月26日(水)
午前10時から
場所 松浦シティホテル

第10回合併協議会

日時 平成17年2月2日(水)
午前10時から
場所 福島町社会福祉センター

協議会は、一般の方も傍聴できます。お気軽にお出かけください。
日時、会場は都合により変更する場合があります。詳しくは合併協議会事務局まで。

第八回協議会の内容

十二月八日

福島町社会福祉センター

協議事項（継続）

【協議第十六号】

●特別職の職員の身分の取扱いに関する事

▼前回の協議会において、周辺となる地域の不安解消のために、助役の二人制や、事務機構の構築にあたっての要望等幅広い観点から様々な意見が出されてきました。今回引き続き審議され、助役は自治法の原則どおり一人とし、特別職の身分について次のとおり協議確認されました。

＜提案内容＞

◎三役、教育長の設置、定数、任期については、法令の定めるところによる。給与については、現行額をもとに合併までに調整する。

◎協議委員の報酬については、現行報酬を

もとに合併までに調整する。

◎行政関係委員、公職選挙法関係委員の設置、定数、任期については、法令の定めるところによるものとし、必要に応じ合併までに調整する。報酬については、現行報酬をもとに合併までに調整する。

◎その他の委員については、新市の発足時において設置する必要があるものは合併までに調整する。報酬については、現行報酬をもとに合併までに調整する。その他のものについては、合併後調整する。

主な質疑等

質問

・助役は、自治法に従って一名制とのことだが、今回の合併は地理的な面から特異的な合併である。

行政経費の削減も大事だが、周辺部は不安がある。その点を配慮してほしい。

答え

・両町の合併に対する不安の解消について、組織機構の中でその方法を議論する必要があります。

質問

・「合併までに調整する。」その方法はどういうものか？

答え

・報酬等については、関係市町の地域住民の代表者で決めてもらうことも一つの方法である。合併までに調整すると確認されたことについては今後協議調整した結果を再度この協議会において、報告し了承を得ることとします。

要望

・報酬等については、現行額を基準にするとその上下で終わってしまうので

はないか。全てを見直すつもりで適正な金額を、更には将来を見据えたうえで算出してほしい。



【協議第二十号】

●新市建設計画の作成に関する事（その三）

▼それぞれの小委員会委員長の報告を受け、その素案について協議されました。

主な質疑等

質問

・今後十年間の歳入歳出金額を出されたが、実際の数値はまだ減るのではないか。甘く見た計算ではないか？

答え

・県のシュミレーションソフトを利用し作成しているが、より直近の数値を

用いる等、厳しく査定し作成しています。

質問

・協議会で確認したものが新市でやれないといったときに問題になるのではないか？新市になった場合予算は組めるのか？

答え

・予算は組まないといけない。財政に対しては、危機意識を持って協議してもらいたい。



【協議第二十九号】

●国民健康保険制度の取扱いに関する事

▼新市の一体性を早く確保するためにも不均一課税の期間はなるべく短期間にしてほしいといった要望も踏まえ、次のとおり協議確認されました。

〔提案内容〕

- ◎一部負担金については、法令等に基づき現行のとおりとする。
- ◎出産育児一時金については、現行のとおりとする。
- ◎葬祭費については、支給額を合併までに調整する。
- ◎高額療養資金貸付事業については、松浦市の例による。ただし、平成十七年度については旧市町の例による。なお、基金については、全て新市に引き継ぐ。
- ◎出産養資金貸付事業については、福島町及び鷹島町の例による。ただし、平成十七年度については旧市町の例による。なお、基金については、全て新市に引き継ぐ。
- ◎はり、きゆう助成金については、松浦市の例による。ただし、平成十七年度について

は旧市町の例による。

- ◎人間ドックについては、松浦市の例による。ただし、平成十七年度については旧市町の例による。なお、人間ドックの内容及び負担金等については合併後調整する。
- ◎表彰事業については、事業の実施方法等を合併後調整する。
- ◎その他の保健事業については、事業の実施方法等を合併後調整する。
- ◎国民健康保険運営協議会については、合併までに調整する。
- ◎届出等に関する過料については、現行のとおりとする。
- ◎被保険者資格証明書の交付については、現行のとおりとする。
- ◎保険給付の一時差し止めについては、現行のとおりとする。
- ◎短期被保険証の交付については、鷹島町

の例による。

- ◎国民健康保険基金については、全て新市に引き継ぐ。ただし、旧市町単位の一般保険給付費及び老人保健拠出金の5%を超える分については、それぞれの不均一課税の財源に充てることのできるものとする。基金の基本的な取扱いについては、松浦市及び鷹島町の例による。
- ◎納税義務者については、地方税法の規定により現行のとおりとする。
- ◎賦課については、国民健康保険法等の規定により現行のとおりとする。
- ◎保険税の減額については、地方税法の規定により現行のとおりとする。
- ◎賦課限度額については、地方税法の規定により現行のとおり

とする。

- ◎賦課総額の算定方式については、新市において決定する。ただし、不均一課税期間中は、旧市町の例による算定方式とし、その間に段階的に資産割の見直しを図る。
- ◎税率については、新市において決定し、合併後は特例法に基づく不均一課税を適用する。ただし、介護一課税を適用しない。
- ◎納期及び納期限については、松浦市の例による。ただし、平成十七年度については、旧市町の例による。

〔提案内容〕

- ◎児童・母子寡婦福祉（児童・母子寡婦福祉）については、合併までに調整する。
- ◎児童扶養手当については、松浦市の例による。
- ◎特別児童扶養手当については、現行のとおりとする。
- ◎児童館については、新市に引き継ぐものとする。
- ◎児童遊園については、新市に引き継ぐものとする。
- ◎児童健全育成事業については、新市に引き継ぐものとする。
- ◎障害児通園事業については、新市に引き継ぐものとする。
- ◎母子・父子家庭児童入学祝金支給については、実施の方向で合併までに調整する。ただし、平成十七年度については旧市町の例による。
- ◎母子生活支援施設に

【協議第三十号】 各種福祉制度の取扱いに関すること（その一）

▼児童・母子寡婦、高齢者及び障害者福祉等多種多様な支援策や助成事業について、次のとおり協議確認されました。

については、新市に引き継ぐものとする。

◎次世代育成支援行動計画については、合併後調整する。

◎公立保育所については、新市に引き継ぐものとする。

◎保育料については、松浦市の例による。

ただし、平成十七年度については旧市町の例による。

◎特別保育事業については、新市に引き継ぎ、未実施の保育所については、保護者のニーズを考慮しながら実施する。

(高齢者福祉)

◎老人保健福祉計画については、新市において新たに策定する。

◎介護予防・生活支援事業については、事業内容・実施方法について、合併までに調整する。

◎老人クラブ活動等については、老人クラ

ブ連合会との協議により、合併後調整する。

◎在宅介護支援センター運営については、県との協議を進めながら合併までに調整する。

◎高齢者サービス調整チームについては、在宅介護支援センターの形態に合わせ、合併までに調整する。

◎高齢者・障害者住宅改造助成事業については、現行のとおりとする。

◎老人福祉電話については、松浦市の例による。

◎ねたきり老人介護手当支給については、合併までに調整する。

ただし、平成十七年度については旧市町の例による。

◎養護老人ホーム入所措置に係る入所判定委員会については、新市において設置する。

◎特別養護老人ホーム老人福祉センターについては、新市に引き継ぐ。

◎敬老事業については、対象者、実施方法、敬老祝金及び記念品について合併までに調整する。

◎要援護高齢者等ふれあい給食支援事業については、現行のとおりとする。

◎在宅あんしん生活サポート事業については、松浦市の例による。

◎単独事業については、実施の方向で合併までに調整する。

(障害者福祉)

◎障害者福祉計画については、合併後作成する。

◎身体障害者事務、知的障害者事務については、松浦市の例を基本とし、合併までに調整する。

◎障害者(児)手当については、松浦市の例を基本とし、合併

までに調整する。

◎心身障害者医療費助成等については、現行のとおりとする。

◎身障者訪問入浴については、松浦市の例による。

◎支援費制度については、現行のとおりとする。ただし、支払関係については、合併までに調整する。

◎重度身体障害者日常生活用具給付等、心身障害児等日常生活用具給付等については、現行のとおりとする。

◎身体障害者補装具及び身体障害児補装具の交付・修理等、身体障害者自動車改造助成事業については、現行のとおりとする。

◎重度身体障害者住宅改造助成については、福島町及び鷹島町の例による。

◎身障者配食サービスについては、現行のとおりとする。

◎精神障害者事務、精神障害者ホームヘルプサービス、精神障害者、シヨートステイ、精神障害者グループホームについては、現行のとおりとする。

◎福祉電話貸与、ストマ用装具助成、心身障害者福祉タクシー助成については、松浦市の例による。

◎障害者福祉手当等については、合併までに調整する。ただし、平成十七年度については旧市町の例による。

◎障害者交通費助成については、合併までに調整する。

(福祉一般)

◎民生委員推薦会については、合併後新市において組織する。

◎民生委員児童委員・主任児童委員については、平成十九年十一月三十日までは現行のとおりとする。

◎行旅死亡人については、

現行のとおりとする。
◎災害弔慰金及び災害
援護資金の貸付につ
いては、現行のとお
りとする。

◎小災害り災者に対す
る弔慰金及び見舞金
の支給は、実施の方
向で合併後調整する。

◎社会福祉施設整備事
業については、実施の
方向で合併後調整する。

◎戦没者追悼式につい
ては、実施の方向で
合併後調整する。

◎慰霊碑維持管理につ
いては、各奉賛会・
遺族会と協議を行い
合併後調整する。

◎無縁墓地の管理につ
いては、新市に引き継ぐ。

◎生活保護については、
松浦市の例による。

て、次のとおり協議
確認されました。

〔提案内容〕

◎第二期介護保険事業
計画については、新
市において新たに策
定する。

◎事業計画策定委員会
については、新市に
おいて新たに設置す
る。委員の定数等に
ついては、合併まで
に調整する。

◎第一号被保険者保険
料については、平成十
七年度までは現行の
とおりとし、平成十
八年度から統一する。

◎賦課については、現
行のとおりとする。

◎普通徴収の納期につ
いては、松浦市及び
福島町の例による。

ただし、平成十七年
度については旧市町
の例による。

◎督促手数料について
は、一件百円とする。

◎延滞金については、

現行のとおりとする。
◎減免（徴収猶予）に
ついては、松浦市の
例による。

◎申告期日については、
松浦市及び福島町の
例による。

◎給付は、現行のとお
りとする。

◎介護認定審査会につ
いては、新市におい
て新たに設置する。

◎訪問調査員につい
ては、合併までに調整
する。ただし、平成
十七年度については、
旧市町の例による。

◎介護保険給付費準備
基金及び借入金につ
いては、全て新市に
引き継ぐ。基金につ
いては、新市におい
て新たに設置する。

◎社会福祉法人等介護
保険利用者負担減免
事業については、現
行のとおりとする。

◎訪問介護負担減額事
業については、現行
のとおりとする。

◎福祉医療の支給対象
者については、松浦市
及び福島町の例による。

◎福祉医療の自己負担
額については、松浦
市の例による。



【協議第三十三号】

●健康推進事業の取扱いに 関すること

▼母子の健康診査や老人保
健事業の機能訓練、訪問
指導及び予防接種等につ
いて、次のとおり協議確
認されました。

とし、献血記念品等
については、合併後
調整する。

◎保健センターについ
ては、新市に引き継ぐ。

◎感染性廃棄物の処理
については、松浦市
の例を基本とし、合
併までに調整する。

（母子保健事業）
◎母子手帳の交付につ
いては、現行のとお
りとする。ただし、
交付方法については、
合併までに調整する。

◎乳児健康診査（集団健
診）の実施方法につ
いては、合併後調整する。

◎乳児健康診査（個別
健診）については、
現行のとおりとする。

◎一歳六ヶ月児健康診
査（集団健診）の実
施方法については、
合併後調整する。

◎一歳六ヶ月健康診査
（個別健診、精密）の
実施の方法について
は、合併後調整する。

◎三歳児健康診査（集
団健診）の実施の方

【協議第三十一号】

●各種福祉制度の取扱いに 関すること（その二）

▼介護保険制度の保険
料、納期及び給付や
福祉医療制度につ

法については、合併後調整する。

◎三歳児健康診査（個別健診、精密）については、現行のとおりとする。

◎妊婦健康診査については、現行のとおりとする。

◎相談事業の実施方法については、合併後調整する。

◎訪問指導（一妊婦訪問 二産婦訪問 三新生児・乳児訪問 四幼児訪問 五障害児訪問）の実施方法については、合併後調整する。

◎各種教室（一妊婦教室 二親学級等 三育児教室 親子教室等 三栄養指導）の実施方法については、合併後調整する。

◎各種教室（四歯科保健 五その他）については、合併後調整する。

◎母子保健計画については、合併後調整する。

◎母子保健推進委員の活動内容等については、合併までに調整する。

◎健康づくり（前）については、合併後調整する。

◎栄養強化事業の実施方法については、合併までに調整する。

ただし、平成十七年度については旧市町の例による。

◎健康手帳については、交付方法を合併までに調整する。

◎健康教育については、地域の特性を勘案し合併後調整する。

◎健康相談については、地域の特性を勘案し合併後調整する。

◎健康診査については、健診内容、個人負担等については、合併までに調整する。

◎機能訓練については、地域の特性を勘案し合併までに調整する。

◎訪問指導については、

地域の特性を勘案し合併後調整する。

◎訪問指導・相談事業（精神保健事業）については、現行のとおりとする。

◎普及啓発事業の事業内容については、合併後調整する。

◎地域活動所については、各活動所の意向を踏まえ合併後調整する。

◎その他集いの場などについては、他の事業を勘案し合併後調整する。

◎健康づくり事業（健康づくり推進協議会）については、新市において設置し、具体的な内容については合併までに調整する。

◎食生活改善推進員については、会の意向を踏まえ、合併までに調整する。

◎食生活改善推進員養成講座の実施方法については、合併後調整する。

◎結核検診については、

◎普及啓発活動の事業内容については、合併後調整する。

◎地域計画については、新市において策定する。

◎歯科保健については、合併までに調整する。

ただし、平成十七年度については旧市町の例による。

◎各種検診などについては、合併後調整する。

◎乳幼児の予防接種は、個別接種を基本とし、合併後調整する。

◎学童の予防接種は、個別接種を基本とし、合併後調整する。

◎高齢者のインフルエンザ予防接種については、松浦市の例による。ただし、平成十七年度については、旧市町の例による。

◎結核予防法による予防接種については、個別接種を基本とし、合併後調整する。

◎結核検診については、

合併後調整する。

◎予防接種健康被害調査委員会の設置については、新市において設置する。

◎予防接種の周知方法については、合併後調整する。



【協議第三十四号】

●農林水産関係事業の取扱いに関する事

▼農林水産関係の補助事業については、上位格付けではなく財政を考慮しながら産業振興を図ってほしい等の要望が出され、次のとおり協議確認されました。

《提案内容》

◎農林関係（農業経営対策体制整備推進事業）について

は、引き続き実施する。

- ◎農業経営基盤強化の促進に関する基本構想及び地域農業マスタープランについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。

- ◎農業経営対策体制整備推進事業の促進体制（組織）については、合併までに調整し、新市において新たに確立する。

- ◎農振農用地区域については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において新たに作成する農業振興地域整備計画に基づき合併後調整する。

- ◎農業振興協議会については、合併までに調整し、新市において新たに設置する。

- ◎水田農業構造改革対策事業の調整機関については、合併までに調整し、新市において新たに設置する。

- ◎地域水田農業ビジョ

ンについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。

- ◎農政関係施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

- ◎中山間地域等直接支払制度については、国の制度の動向を見ながら対応する。

- ◎環境保全型農業推進協議会については、合併までに調整し、新市において新たに設置する。

- ◎農政推進のための国・県事業の選定及び上乗せ補助率については、合併後調整する。

- ◎市町単独事業の選定及び補助率については、合併後調整する。

- ◎利子補給制度については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後必要に応じて調整する。

- ◎畜産関係国・県補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、上乗せ補助は合併後調整する。

◎畜産関係市・町単独事業については、合併後調整する。

- ◎森林整備計画については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

- ◎国の制度に基づく、森林整備地域活動支援交付金については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

- ◎林業関係の市単独補助制度については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

- ◎林業関係貸付金、林業開発促進資金融資損失補償については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

- ◎林業関係施設、造林・管理及び森林国営保険等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

- ◎林業関係機関の協議会は、合併までに現組織を調整し新市において新たに設置する。
- ◎土地改良事業分担金

（団体営事業、県営事業）及び災害分担金については、受益者の負担を原則とし、合併後調整する。

- ◎土地改良関係団体、農道については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

- ◎農村整備関係の償還費補助金については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

- ◎農村整備関係の事業費補助金については、合併後調整する。（水産関係）

- ◎水産振興事業の国、県補助金については、合併後調整する。

- ◎水産振興事業の市、町単独事業（委託金補助金）については、合併後調整する。

- ◎水産振興事業の利子補給制度については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後必要に応じて調整する。
- ◎水産関係施設については、新市に引き継

ぐ。ただし、管理運営方法については、合併後調整する。

- ◎水産振興協議会については、松浦市、鷹島町の例を参考にし、設置する方向で合併までに調整する。

- ◎伊万里湾栽培漁業推進協議会については、現行のとおりとする。

- ◎漁港及び漁港関係施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

- ◎漁港関係施設の利用料、占用料、使用料については、松浦市の例により合併までに調整する。ただし、可動橋の車両通行料については、鷹島町の例による。

主な質疑等

質問

・水産関係の施設は新市に引き継ぐこととなっているが、福島町の車えび養殖場等は無償貸与されて

いる。今日までの方法でお願いしたい。

答え

・管理運営を含めて合併後調整するとしており、従来のものを尊重するが他の施設との整合性も考慮していきたい。

要望

・今後の農業は、畜産関係が非常に重要と思われる。補助は積極的にお願いしたい。

また、水産振興も不可欠であり、陸上養殖等の振興も図ってもらいたい。

要望

・農業振興協議会等構成人員を増やし、幅広い意見を聞いてほしい。より発展的な議論ができるよう、その場を設けてほしい。

協議事項(新規)

【協議第三十五号】

●環境衛生関係事業の取扱いに関する事

▼ごみ・し尿の収集運搬、火葬場施設、病害虫駆除等について調整を行います。内容については、継続協議となりました。

主な質疑等

質問

・現在ある火葬場はそのまま継続するのか？ごみ処理料金の統一は難しいと思いがその考え方について？

答え

・火葬場はそのまま新市へ引き継ぎます。ごみ処理料金は、将来統一したいが、現段階では差があるため難しい。

質問

・廃棄物処理施設がダイオキシンの規制等により、利用されずそのまま現存している施設があります。これらについては、年二回の調査義務が課せられているために、その調査費を毎年約百万円程度

支払っている。施設の処分についても早めにしたほうがよいと思うが？

答え

・解体には多額の経費を要するため、その助成について県等に対し要望中である。いつごろとは示せないが、合併後早めに処分計画を作成することとしている。



【協議第三十六号】

●生活排水処理事業の取扱いに関する事

▼公共下水道、農業集落排水、漁業集落環境整備、合併処理浄化槽など各種生活排水事業について、次のとおり協議確認されました。

●「提案内容」
○公共下水道事業につ

いては、現行のとおりに新市に引き継ぐ。
○農業集落排水事業については、現行のとおりに新市に引き継ぐ。

○漁業集落環境整備事業については、現行のとおりに新市に引き継ぐ。

○施設及び施設管理については、現行のとおりに新市に引き継ぐ。
○指定工事店の登録については、合併までに調整する。ただし、平成十七年度については、旧町の例による。

○受益者負担金(加入金)については、現行のとおりに新市に引き継ぐ。
○下水道使用料については、合併後調整する。

○検針業務については、合併までに調整する。
○納付組合奨励金については、合併後調整する。

○水洗便所改造資金等補助制度については、合併後調整する。
○合併処理浄化槽設置

整備事業については、合併までに調整する。ただし、平成十七年度については、旧市町の例による。

主な質疑等

質問

・下水道の整備については、基本構想が作成されているものについては、早く地域住民までその内容を示してほしい。

【協議第三十七号】

●水道事業の取扱いに関する事

▼上水道・簡易水道事業の水道使用料、施設管理等の取扱いについて、次のとおり協議確認されました。

「提案内容」

○上水道各施設及び給水区域については、現行のとおりに新市に引き継ぐ。
○簡易水道各施設及び給水区域については、

現行のとおり新市に引き継ぐ。飲料水供給施設及び給水区域については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

◎ 上水道の給水使用料については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

◎ 簡易水道及び飲料水供給施設の水道使用料については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後調整する。

◎ 工業用水道事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

◎ 負担金については、松浦市の例による。

◎ 指定給水装置工事事業者指定手数料については、一万円とする。指定業者については新市に引き継ぐ。

◎ 設計審査及び工事検査手数料については、量水器の口径別とし、合併時から適用する。ただし、合併前申請分については、旧市町の例による。

◎ 施設管理については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後調整する。

◎ 検針方法及び検針日については、松浦市の例による。平成十七年度の検針業務委託については、旧市町の例による。

◎ 納付組合については、現行のとおり新市に引き継ぐ。奨励金等については、合併後調整する。

◎ 水源等確保対策費については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

【協議第三十八号】

● 議会議員の定数及び任期の取扱いに関する事(その二)

▼ 去る十二月三日に開催された、小委員会の内容及び協議検討の結果報告が行われました。

小委員会においては、行政経費の削減とあわせ、合併に伴う不安解消に配

慮する等といった幅広い観点から、協議が行われました。

また、投票の価値の平等性を確保するために一票の格差が二倍を超えないように議論されました。報告の内容は、次のとおりです。

・ 新市の議会議員の定数は、二十人とする。

・ 設置選挙に限り、合併前の各市町の区域ごとに選挙区を設け、各選挙区の定数は次のとおりとする。

- 松浦市の区域 十四人
- 福島町の区域 三人
- 鷹島町の区域 三人

その報告を受け、様々な意見が出されましたが、内容については、次の協議会で更に議論されます。



(小委員会 委員長報告)

第七回協議会の内容
十二月二十二日
松浦市文化会館

協議事項(継続)

【協議第三十五号】
● 環境衛生関係事業の取扱いに関する事

▼ 資源物回収補助金等については、資源の有効利用の観点から大きな意義を持つことや、その回収に対する補助金については、各種団体の活動資金になっていることから十分配慮してほしいといった要望が出され、次のとおり協議確認されました。

△ 提案内容

◎ ごみの収集運搬、収集区分・回数、収集日、処理方法については、合併後調整する。

◎ 各市町所有のごみの収集車両及びごみステーション(ごみ箱)については、新市に引き継ぐ。最終処分

の方法については、合併までに調整する。

◎ 指定ごみ容器、ごみ搬入手数料、一般廃棄物処理業許可手数料等については、合併までに調整する。

◎ ごみ袋の販売方法及び販売手数料については、松浦市の例による。

◎ 生ごみ処理機器購入補助金については、松浦市の例による。

◎ 不法投棄対策については、新市に引き継ぐ。

◎ し尿の収集運搬、処理方法、し尿処理手数料等については、合併後調整する。

◎ 各市町所有のし尿収集車両等については、新市に引き継ぐ。

◎ 資源物回収補助金については、合併までに調整する。ただし、平成十七年度については、旧市町の例による。

◎ 公害の規制及び防止指導については、新市に引き継ぐ。

- ◎火葬場使用料については、一部事務組合の動向を踏まえ合併までに調整する。
- ◎墓地については、新市に引き継ぐ。
- ◎環境衛生関係組織については、統一する方向で合併後調整する。
- ◎病害虫駆除については、薬品の種類、配布方法について合併までに調整する。
- ◎環境物品等の調達方針、一般廃棄物処理基本計画、地球温暖化対策実行計画等については、新市において新たに策定する。
- ◎既に供用を廃止し、又は合併までに廃止されるごみ焼却施設等の一般廃棄物処理施設については、合併後処分計画の調整を行う。

【協議第三十八号】

●議会議員の定数及び任期の取扱いに関する事
(その二)

▼前回の小委員会の報告を受けた後、関係市町それぞれ集約結果等が報告され、それらをもとに更に議論され、最終的には小委員会での報告を尊重する形で協議確認されました。

《提案内容》については、小委員会報告と同様のため、内容省略。

主な意見等

意見

- ・減ずるのみが合併ではないのか。議員の報酬の増減を含めて定数を議論すべきではないか？
- ・議員の定数や、選挙区内の定数については、様々な数字が議論されているが、小委員会の報告はたき台といいながらも、尊重したい。
- ・民主主義の根底を崩すべきではない。一票の格差が二倍を超えてはいけな

い。お互いが認め合うことも必要。

・この協議内容は、多くの地域住民が関心を持っている。この問題を長引かせることはあまりよいことではない。



協議事項(新規)

【協議第三十九号】

●電算システム関係の取扱いに関する事

▼各自自治体における多くの業務が電算化され稼働しています。

・住民サービスに支障がないよう、統合、調整を図ることで次のとおり協議確認されました。

《提案内容》

◎住民サービスに直接関連する電算システムについては、サー

ビスに支障がないよう合併までにシステムを統合する。

◎財務会計及び給与・人事管理システムについては、合併までにシステムを統合する。

◎その他の電算システムについては、業務に支障がないよう合併までに調整する。

主な質疑等

質問

・統合については、どの程度の日数が必要なのか？また、その費用は？

答え

・統合については、現在のところ十一月必要と見込んでいます。費用については、確たる数値ではないが一億から一億五千万円程度と見積もっています。

質問

・伊万里広域圏組合については、脱退されるのかど

うか？電算システムについては、行政以外のものが利用できるのか。

答え

・合併後一年間はそのまま加入をお願いし、その後は独立を考えている。また、公益法人等の電算システムの利用は想定しておらず、社会福祉協議会等といった各種団体とのネットワークについては、今後検討したい。

意見

・十八年一月一日には合併できるように進めてほしい。

【協議第四十号】

●公営住宅関係の取扱いに関する事

▼一般公営住宅や特定公共賃貸住宅及びその入居に係る選考委員会等について、次のとおり協議確認されました。

《提案内容》

◎一般公営住宅・特定公共賃貸住宅・その

他の住宅（教職員住宅を除く）については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

◎入居者選考委員会については、合併までに調整する。

【協議第四十一号】

●建設関係事業の取扱いに関する事

▼道路、河川、急傾斜地区、国土調査事業等建設関係事業の取扱いについて、次のとおり協議確認されました。

〈提案内容〉

- ◎市道・町道については、現行のとおり新市に引き継ぎ、認定基準は松浦市の例を基本とし合併後調整する。
- ◎道路占用物件については、新市に引き継ぐ。
- ◎道路占用料については、松浦市の例を基本とし合併までに調整する。
- ◎河川については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

◎河川の占用料及び使用料並びに採取料については、松浦市の例を基本とし合併までに調整する。

◎急傾斜地区については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

- ◎指名選定の基準及び格付けの方法については、松浦市の例を基本とし合併までに調整する。
- ◎国土調査事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- ◎公簿、公図謄写の手数料については、合併までに調整する。
- ◎地籍情報管理については、合併後調整する。

【協議第四十二号】

●都市計画関係事業の取扱いに関する事

▼関係自治体の中で、松浦市のみが都市計画区域を指定しており、その都市計画事業等の取扱いについて、次のとおり協議確認されました。

〈提案内容〉

- ◎都市計画区域等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- ◎都市計画審議会については、合併までに調整し、新市において設置する。
- ◎都市計画マスタープランについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- ◎都市公園使用料及び都市下水道占用料については、現行のとおりとする。

【協議第四十三号】

●学校教育関係の取扱いに関する事

▼学校教育関係の取扱いについて、国際語学教育等新市においても引き続き行ってほしい旨の要望が出され、次のとおり協議確認されました。

〈提案内容〉

- ◎教育方針、努力目標については、県の教育方針及び一市二町

の例を基調として合併後調整する。

◎奨学資金、就学一時金については、松浦市の例による。ただし、平成十七年度までに貸付決定されたものについては旧市町の例による。

◎児童生徒の健康管理・就学時健康診断については、現行のとおり新市に引き継ぐ。実施方法等については、必要に応じ合併後調整する。

◎学校用務員については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後調整する。

◎教職員住宅については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

◎遠距離児童生徒通学費補助については、現行のとおり新市に引き継ぎ、必要に応じ合併後調整する。

◎通学区域については、現行のとおりとし、

必要に応じ合併後調整する。

◎私立幼稚園及び園児に対する補助金については、現行のとおりとする。

◎要保護・準要保護児童生徒補助金については、国の基準のとおりとする。ただし、準要保護の認定業務については、合併後調整する。

◎学校施設利用の使用手続きについては、松浦市の例による。

◎学校用務員については、現行のとおり新市に引き継ぎ、必要に応じ合併後調整する。

◎A・L・T（外国語指導助手）の各種処遇については、外国青年招致事業内容に基づき、合併後調整する。

◎給食センター・給食共同調理場、給食費については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後調整する。

◎奨学資金貸付審議会

の構成、委員数、任期等については、松浦市の例を基本とし合併までに調整する。

ただし、平成十七年度については、旧市町の例による。

◎障害児就学指導委員会の構成、委員数、任期等については、一市二町の例を基本とし合併までに調整する。

◎学校結核対策委員会の構成、委員数、任期等については、松浦市の例による。

◎学校教育振興に係る各種補助金等については、合併までに調整する。ただし、平成十七年度については旧市町の例による。



【協議第四十四号】

●社会教育関係の取扱いに

▼関すること

社会教育、社会体育、公民館事業等の取扱いについて、次のとおり協議確認されました。

〔提案内容〕

◎教育委員会主要行事（成人式・運動会・文化祭）については、現行のとおりとし、必要に応じ合併後調整する。

◎教育委員会行事（社会体育、社会教育、その他の社会教育及び公民館関係）については、現行のとおり新市に引き継ぎ、必要に応じ合併後調整する。

◎公民館、歴史民俗資料館、その他社会教育施設、図書館、文芸会館等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。運営内容は、必要に応じ合併後調整する。

◎社会体育施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。運

営内容は、必要に応じ合併後調整する。

◎文化財（国・県市・町指定文化財）については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

◎文化財補助事業等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

◎体育指導員、社会教育委員の構成、委員数、任期等については、一市二町の例を基本とし合併までに調整する。

◎その他社会教育関係の各種委員、審議会等については、業務に支障がないよう統合も含め、合併までに調整する。

◎公民館施設整備補助金等については、合併までに調整する。

ただし、平成十七年度については旧市町の例による。

◎伝承芸能等保存事業については、現行のとおりとし、必要に応じ合併後調整する。

主な意見等

要望

・各種行事等については、一市二町の人的な交流ができるよう調整に努めてほしい。

・公民館施設については、順番制でその整備が進んでいる。なるべく地域住民のためになるような助成を考えてほしい。

【協議第四十五号】

●病院（診療所）事業の取扱いに関すること

▼病院と診療所については、自治体が開設する病院が一ヶ所、診療所が五ヶ所あります。またその業務内容については、直営や委託等様々であり、その取扱いについて次のとおり協議確認されました。

〔提案内容〕

◎病院、診療所の直営については、新市に引き継ぐ。業務委託については、合併までに委託先と協議を

行い、新市に引き継ぐ。

◎医師住宅については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

◎病院（診療所）運営協議会については、合併までに調整する。

◎病院（診療所）使用料・手数料については、合併までに調整する。ただし、平成十七年度については旧市町の例による。

主な意見等

要望

・離島は医師不足である。合併後は、市民病院が中核病院としての機能を果たすような施設を整備してほしい。

・空きベットが多いように思われる。効率的な病院経営を目指し、具体的な立て直し策を講じてほしい。



協定項目の協議状況をお知らせします。

第7回合併協議会（平成16年12月22日）現在

△=未提案、□=協議中、◎=確認

協 定 項 目	内 容	協 議 状 況		
		未提案	協議中	確 認
1 合併の方式	新設（対等）合併・編入合併			◎
2 合併の期日	合併の期日	△		
3 新市の名称	新市の名称			◎
4 新市の事務所の位置	新市の事務所の位置			◎
5 事務機構及び組織の取扱い	新たな機構、組織の整備	△		
6 財産及び債務の取扱い	公有財産（庁舎、市町所有地等）、債権、基金等			◎
7 新市建設計画の作成	新市建設の基本方針、財政計画		□	
8 議会議員の定数及び任期	議会議員の定数及び任期			◎
9 農業委員会委員の定数及び任期	農業委員会委員の定数及び任期			◎
10 地方税	市町村民税、固定資産税、軽自動車税等の賦課徴収			◎
11 職員の身分の取扱い	一般職員の身分			◎
12 地域審議会の設置	旧市町での新市事務に係る審議会組織	△		
13 特別職の職員の身分の取扱い	特別職（市長、町長、助役、収入役、教育長、各種委員等）の身分			◎
14 条例、規則等の取扱い	新市の条例、規則等			◎
15 使用料、手数料の取扱い	施設等の使用料、税務・戸籍等の手数料	△		
16 公共的団体等の取扱い	商工会、観光協会、漁業協同組合、婦人会等	△		
17 各種団体への補助金、交付金等の取扱い	各市町が行っている補助金、交付金			◎
18 各市町の慣行の取扱い	市章、市の花木、市民憲章、各種宣言、各種行事等			◎
19 町、字の区域及び名称の取扱い	新市の町、字の区域及び名称			◎
20 国民健康保険制度の取扱い	国民健康保険の給付及び税の賦課徴収等			◎
21 行政区の名称及び所管区域の取扱い	行政区の名称及び所管区域			◎
22 電算システム関係の取扱い	各種電算システムの統一等			◎
23 一部事務組合等の取扱い	伊万里北松地域広域圏組合、松浦地区消防組合等	△		
24 広報、広聴関係の取扱い	広報誌、議会だより等の発行、広聴関係等			◎
25 情報公開関係の取扱い	情報公開制度			◎
26 消防、防災関係の取扱い	常備消防、消防団等			◎
27 人権関係の取扱い	人権、同和、男女共同参画、女性行政等			◎
28 納税関係の取扱い	納税額奨励金、組織等			◎
29 各種福祉制度の取扱い	介護保険、高齢者福祉、障害者福祉、児童・母子福祉等			◎
30 社会福祉協議会の取扱い	1市2町の社会福祉協議会			◎
31 公営住宅関係の取扱い	市営住宅、町営住宅			◎
32 健康推進事業の取扱い	各種検診・健康推進事業等			◎
33 環境衛生関係事業の取扱い	環境保全、ごみ・し尿処理、火葬場、畜犬等			◎
34 生活排水処理事業の取扱い	下水道、農業・漁業集落排水、合併処理浄化槽等			◎
35 商工観光関係事業の取扱い	商工業、観光、企業誘致、消費生活等			◎
36 農林水産関係事業の取扱い	農政、畜産、耕地事業、林務、水産等			◎
37 建設関係事業の取扱い	道路、河川、国土調査事業等			◎
38 都市計画関係事業の取扱い	都市計画事業			◎
39 水道事業の取扱い	上水道、簡易水道等			◎
40 学校教育関係の取扱い	幼稚園、小中学校、学校給食等			◎
41 社会教育関係の取扱い	生涯学習、文化・スポーツ振興、公民館活動等			◎
42 地域間交流関係の取扱い	国際交流、姉妹市町村交流等			◎
43 交通関係の取扱い	交通対策			◎
44 病院（診療所）事業の取扱い	病院、診療所の運営			◎
45 その他事務事業の取扱い	その他上記に属さない事務事業	△		

ご質問・ご意見については!?

合併に関するご意見・ご質問がありましたら合併協議会事務局までお尋ね下さい。

松浦地域合併協議会事務局

松浦市志佐町里免365番地（松浦市役所 2階）
 TEL 0956-72-1111（松浦市役所代表）
 FAX 0956-72-4771
 ホームページ http://www16.ocn.ne.jp/~m_gappei/
 Eメール matsugappei@wine.ocn.ne.jp

